

議員提出議案第13号

守谷市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり、守谷市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成24年12月21日 提出

守谷市議会

議長 松丸修久様

提出者 議会運営委員会
委員長 又未成人

平成 年 月 日原案 決

守谷市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例
守谷市議会政務調査費の交付に関する条例（平成13年守谷町条例第10号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

守谷市議会政務活動費の交付に関する条例

第1条中から第4条までの規定中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第5条を次のように改める。

（経費の範囲）

第5条 政務活動費を充てることができる経費の範囲は、別表に定めるとおりとする。

2 政務活動費は、市政に関する調査研究に資するため必要な経費以外のものに充ててはならない。

第6条中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第7条第1項中「政務調査費の交付」を「政務活動費の交付」に、「政務調査費に係る収入及び支出の報告書（別記様式その1，その2。以下「収支報告書」という。）」を「別記様式による政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）」に改め、同条第2項及び第3項中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第8条（見出しを含む。）及び第10条中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第5条関係）

項目	内容
研究研修費	会派若しくは会派に所属する議員が研究会，研修会等を開催するために必要な経費又は会派に所属する議員が他の団体の開催する研究会若しくは研修会に参加するために要する経費
調査旅費	会派又は会派に所属する議員が行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費
資料作成費	会派又は会派に所属する議員が行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	会派又は会派に所属する議員が行う調査研究活動のために必要な図書，資料等の購入に要する経費
広報費	二人以上の議員が所属する会派が行う調査研究活動，議会活動及び市の施策の評価について市民に報告するために要する経費
広聴費	会派又は会派に所属する議員が市政並びに会派の施策等に関する市民からの要望及び意見を聴くための会議等に要する経費
備品費	会派又は会派に所属する議員が行う調査研究活動に必要な備品の購入に又は賃借に要する経費

別記様式を次のように改める。

別記様式（第7条関係）

年 月 日																											
守谷市議会議長 宛て																											
会 派 名 経理責任者																											
印																											
以下のとおり、 年度政務活動費収支報告書を提出します。																											
年度政務活動費収支報告書																											
1 収 入																											
(単位：円)																											
<table border="1"><thead><tr><th>科 目</th><th>金 額</th><th>備 考</th></tr></thead><tbody><tr><td>政務活動費</td><td></td><td></td></tr><tr><td>雑 入</td><td></td><td></td></tr><tr><td>合 計</td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	科 目	金 額	備 考	政務活動費			雑 入			合 計																	
科 目	金 額	備 考																									
政務活動費																											
雑 入																											
合 計																											
2 支 出																											
(単位：円)																											
<table border="1"><thead><tr><th>科 目</th><th>金 額</th><th>備 考</th></tr></thead><tbody><tr><td>研究研修費</td><td></td><td></td></tr><tr><td>調査旅費</td><td></td><td></td></tr><tr><td>資料作成費</td><td></td><td></td></tr><tr><td>資料購入費</td><td></td><td></td></tr><tr><td>広報費</td><td></td><td></td></tr><tr><td>広聴費</td><td></td><td></td></tr><tr><td>備品費</td><td></td><td></td></tr><tr><td>合 計</td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	科 目	金 額	備 考	研究研修費			調査旅費			資料作成費			資料購入費			広報費			広聴費			備品費			合 計		
科 目	金 額	備 考																									
研究研修費																											
調査旅費																											
資料作成費																											
資料購入費																											
広報費																											
広聴費																											
備品費																											
合 計																											
3 残 額 _____ 円																											
4 添付書類																											

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載すること。

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）
附則第1条但し書きの政令で定める日から施行する。

提案理由（議員提出議案第13号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、本年9月に地方自治法の一部を改正する法律が公布されたことにより、守谷市議会政務調査費の交付に関する条例中の政務調査費の名称を政務活動費に改めるとともに、当条例に交付対象経費の範囲を規定するものがあります。

なお、改正された地方自治法の政務活動費に関する規定は、交付目的が「議員の調査研究その他の活動に資するため」とされており、経費の範囲が拡大されていますが、守谷市議会はこれまでどおり「議員の調査研究」に範囲を限定し運用を図るものであります。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

守谷市議会政務調査費の交付に関する条例新旧対照表

改正	現 行
<p>守谷市議会<u>政務活動費</u>の交付に関する条例 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項及び第15項の規定に基づき、守谷市議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議会における会派に対し<u>政務活動費</u>を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(交付対象)</p> <p>第2条 <u>政務活動費</u>は、守谷市議会における会派（所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。）に対して交付する。</p> <p>(交付額及び交付の方法)</p> <p>第3条 会派に対する<u>政務活動費</u>は、各月1日（以下「基準日」という。）における当該会派の所属議員数に月額1万円を乗じて得た額を4月30日までに年1回交付する。ただし、年度の途中において議員の任期が満了する場合は、任期満了日の属する月までの月数分を交付する。</p> <p>2 年度の途中において新たに結成された会派に対しては、結成された日の属する月の翌月分（その日が基準日</p>	<p>守谷市議会<u>政務調査費</u>の交付に関する条例 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項及び第15項の規定に基づき、守谷市議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議会における会派に対し<u>政務調査費</u>を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(交付対象)</p> <p>第2条 <u>政務調査費</u>は、守谷市議会における会派（所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。）に対して交付する。</p> <p>(交付額及び交付の方法)</p> <p>第3条 会派に対する<u>政務調査費</u>は、各月1日（以下「基準日」という。）における当該会派の所属議員数に月額1万円を乗じて得た額を4月30日までに年1回交付する。ただし、年度の途中において議員の任期が満了する場合は、任期満了日の属する月までの月数分を交付する。</p> <p>2 年度の途中において新たに結成された会派に対しては、結成された日の属する月の翌月分（その日が基準日</p>

に当たる場合は、当月分)からの政務活動費を結成された日から30日以内に交付する。

3 (略)

4 基準日において議会の解散があった場合は、当月分の政務活動費は交付しない。

(所属議員数の異動に伴う調整)

第4条 政務活動費の交付を受けた会派が、年度の途中において所属議員数に異動が生じた場合、異動が生じた日の属する月の翌月(その日が基準日に当たる場合は、当月)の末日までに、既に交付した政務活動費の額が異動後の議員数に基づいて算定した政務調査費の額を下回るときは、市長は、当該下回る額を追加して交付し、既に交付した額が異動後の議員数に基づいて算定した額を上回る場合は、会派は、当該上回る額を返還しなければならない。

(経費の範囲)

第5条 政務活動費を充てることができる経費の範囲は、別表に定めるとおりとする。

2 政務活動費は、市政に関する調査研究に資するため必要な経費以外のものに充ててはならない。

(経理責任者)

第6条 会派は、政務活動費に関する経理責任者を置かなければならない。

(収支報告書の提出)

日に当たる場合は、当月分)からの政務調査費を結成された日から30日以内に交付する。

3 (略)

4 基準日において議会の解散があった場合は、当月分の政務調査費は交付しない。

(所属議員数の異動に伴う調整)

第4条 政務調査費の交付を受けた会派が、年度の途中において所属議員数に異動が生じた場合、異動が生じた日の属する月の翌月(その日が基準日に当たる場合は、当月)の末日までに、既に交付した政務調査費の額が異動後の議員数に基づいて算定した政務調査費の額を下回るときは、市長は、当該下回る額を追加して交付し、既に交付した額が異動後の議員数に基づいて算定した額を上回る場合は、会派は、当該上回る額を返還しなければならない。

(使途基準)

第5条 会派は、別に定める使途基準に従って政務調査費を使用するものとし、当該使途基準以外の経費に充ててはならない。

(経理責任者)

第6条 会派は、政務調査費に関する経理責任者を置かなければならない。

(収支報告書の提出)

第7条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は，別記様式による政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し，領収証の写し又は使途を証する書類を添えて，議長に提出しなければならない。

2 収支報告書は，前年度の交付に係る政務活動費について，毎年4月30日までに提出しなければならない。

3 政務活動費の交付を受けた会派が解散したときは，前項の規定にかかわらず，当該会派の経理責任者であった者は，解散のときから15日以内に収支報告書を提出しなければならない。議会が解散したときも同様とする。

（政務活動費の返還）

第8条 政務活動費の交付を受けた会派は，その年度において交付を受けた政務活動費の総額から，当該会派がその年度において市政の調査研究に資するため必要な経費として支出した総額を控除して残余がある場合は，当該残余の額に相当する額を返還しなければならない。

2 政務活動費の交付を受けた会派が，年度の途中において解散したときは，会派は，解散の日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は，当月分）以降の政務活動費を返還しなければならない。議会が解散したときも同様とする。

第7条 政務調査費の交付を受けた会派の経理責任者は，政務調査費に係る収入及び支出の報告書（別記様式その1，その2。以下「収支報告書」という。）を作成し，領収証の写し又は使途を証する書類を添えて，議長に提出しなければならない。

2 収支報告書は，前年度の交付に係る政務調査費について，毎年4月30日までに提出しなければならない。

3 政務調査費の交付を受けた会派が解散したときは，前項の規定にかかわらず，当該会派の経理責任者であった者は，解散のときから15日以内に収支報告書を提出しなければならない。議会が解散したときも同様とする。

（政務調査費の返還）

第8条 政務調査費の交付を受けた会派は，その年度において交付を受けた政務調査費の総額から，当該会派がその年度において市政の調査研究に資するため必要な経費として支出した総額を控除して残余がある場合は，当該残余の額に相当する額を返還しなければならない。

2 政務調査費の交付を受けた会派が，年度の途中において解散したときは，会派は，解散の日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は，当月分）以降の政務調査費を返還しなければならない。議会が解散したときも同様とする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

別表（第5条関係）

項目	内容
研究研修費	会派若しくは会派に所属する議員が研究会、研修会等を開催するために必要な経費又は会派に所属する議員が他の団体の開催する研究会若しくは研修会に参加するために要する経費
調査旅費	会派又は会派に所属する議員が行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費
資料作成費	会派又は会派に所属する議員が行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	会派又は会派に所属する議員が行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
広報費	二人以上の議員が所属する会派が行う調査研究活動、議会活動及び市の施策の評価について市民に報告するために要する経費
広聴費	会派又は会派に所属する議員が市政並びに会派の施策等に関する市民からの要望及び意見を聴くための会議等に要する経費
備品費	会派又は会派に所属する議員が行う調査研究活動に必要な備品の購入又は賃借に要する経費

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、政務調査費の交付に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

(新設)

別記様式 (略)

別記様式 (略)